個別品目の関税率の見直し

令和5年11月7日関税・外国為替等審議会関税分科会財務省関税

分類変更への対応

令和6年度改正要望

- ルイボスに関し、HS委員会における決定を受けた分類変更に当たり、現行 税率の維持を求める要望が物資所管省から提出されている。
 - ▶ ルイボスとは、南アフリカの一部地域に自生するマメ科の落葉低木であり、 2~3 mm幅に切った葉がルイボスティーの原料となる。
 - ▶ 輸入実績は、令和4年度において約27億円、約3,259トン(注)。
 - (注) 財務省貿易統計のうち、現行分類における南アフリカ共和国からの輸入実績 (ルイボス以外も含まれうる)。



(出典)農林水産省からの提供

経緯

ルイボスは、これまで関税率表第1212.99号(その他の植物性生産品:実行税率3%)に分類。

昨年9月のHS委員会(関税分類の国際会議)の決定を踏まえ、今後、ルイボスは、関税率表第1211.90号(主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供するその他の植物及びその部分: 実行税率2.5%)に分類する必要。

移行先の実行税率は、現行の関税率を下回る水準であることから、物資所管省から現行税率の維持を求める要望が提出された。

改正の方向性

● 引き続き、国内産業を保護する必要があることから、分類変更されるルイボスに対し、税細分を新設した上で、 現行と同水準の関税率を設定。